

平成18年6月14日

株 主 各 位

静岡県静岡市駿河区宮本町12番25号

株式会社村上開明堂

取締役社長 武藤忠義

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討賜り、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印の上、平成18年6月28日までにご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 静岡県静岡市駿河区宮本町12番25号
当社本社 1 階会議室
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第63期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第63期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）貸借対照表及び損益計算書報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 第63期利益処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| | 議案の要領は後記「議決権の行使についての参考書類」（26頁から36頁）に記載のとおりであります。 |
| 第3号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

（お願い） 当日総会にご出席の際には、お手数ながら同封の出席票を議決権行使書用紙と切り離さずに会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油高の懸念材料はあったものの、企業収益改善に伴う設備投資の増加、個人消費の拡大及び輸出の持ち直しなどから、景気は緩やかながらも回復基調を維持してまいりました。米国経済は原油価格の高騰や大型ハリケーンの影響が懸念されましたが、高い個人消費に支えられ、安定した景気の拡大が見られました。また、アジア経済も引き続き中国が高い成長率を維持し、その他のアジア諸国においても総じて景気の拡大が見られました。

このような経済情勢の中にあって、当社グループはグローバル市場での事業拡大に全力をあげて取り組むとともに、生産性向上、原価低減活動を推進し、企業体質の強化を図ってまいりました。

以下、各事業部門の概況をご報告申し上げます。

・ミラーシステム事業部門

自動車業界におきましては、国内販売、輸出向けともに前年比微増となり、国内生産台数は、前年を若干上回りました。海外においては、北米市場における日系メーカーの伸長や、中国、タイなどアジア市場の生産拡大により好調に推移いたしました。

このような状況の中で、主力製品である自動車用バックミラーは、国内及び海外拠点において、販売数量、売上高ともに順調に伸ばすことができました。また、国内においてはターンランプ付ドアミラー等の高付加価値商品の販売や用品向け販売も好調に推移いたしました。

一方、オプトロニクス関連分野では、世界初の製品として自動車メーター調光ガラス（ECD）の販売を開始しておりますが、上半期に光学・映像機器メーカーの在庫調整による影響を受けたことが響き、国内の売上高は前年を下回りました。しかしながら同分野の中国における販売拠点「村上開明堂（香港）有限公司」は平成13年の操業開始以降、順調に事業拡大が進んでおり、当期より連結子法人等といたしました。

以上の結果、当事業部門の売上高は、47,552百万円となり、前期に比べて8,999百万円(前期比23.3%)の増加となりました。

・建材事業部門

建設業界では、貸家・分譲住宅の需要が引き続き好調に推移し、新設住宅着工戸数は前年を上回りましたが、住宅投資額の大きい持家は減少傾向が続いております。また業者間の競争激化により市場価格も引き続き低迷しております。このような状況の中で、ガラス・サッシ等住宅建材の卸販売と工事を中心とした当部門では、商品販売におきましては防災・防犯ガラス、断熱複層ガラス等の高機能ガラスの拡販、工事ではビルサッシ工事の複合受注等に注力してまいりましたが、受注競争激化の影響を受け、当事業部門の売上高は、6,104百万円となり、前期に比べて664百万円(前期比9.8%)の減少となりました。

利益につきましては、原油価格高騰などの影響により原材料費の高止まり、設備投資の増加に伴う減価償却費の増加や新製品立ち上げ費用の増加などがありました。ミラーシステム事業部門における国内外での売上増に加え、生産性向上や原価改善活動を推進いたしました結果、経常利益は1,013百万円となり、前期に比べて365百万円(前期比56.5%)の増加となりました。しかしながら、関係会社2社における固定資産の減損処理を特別損失にて631百万円計上したことにより、当期純損失は、437百万円(前期 当期純利益61百万円)となりました。

(2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資額は4,315百万円となりました。その主なものは、工場拡張、新製品用生産設備、合理化投資であります。

これらに要した資金は、自己資金及び借入金から充当いたしました。

(3) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

| 項 目 | 平成15年3月期 (第 60 期) | 平成16年3月期 (第 61 期) | 平成17年3月期 (第 62 期) | 平成18年3月期 (第 63 期) |
|------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売 上 高 | 百万円 40,150 | 百万円 42,015 | 百万円 45,322 | 百万円 53,657 |
| 経 常 利 益 | 百万円 673 | 百万円 809 | 百万円 647 | 百万円 1,013 |
| 当 期 純 利 益 | 百万円 126 | 百万円 242 | 百万円 61 | 百万円 437 |
| 1株当たり当期純利益 | 9円10銭 | 17円96銭 | 4円15銭 | 33円45銭 |
| 総 資 産 | 百万円 33,267 | 百万円 34,278 | 百万円 35,298 | 百万円 40,474 |
| 純 資 産 | 百万円 19,768 | 百万円 20,446 | 百万円 20,322 | 百万円 20,910 |

- (注) 1. 第62期から「株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。したがって、第60期及び第61期の数値については同条第3項に規定する監査役及び会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。
2. は損失を表示しております。

当社の営業成績及び財産の状況の推移

| 項 目 | 平成15年3月期 (第 60 期) | 平成16年3月期 (第 61 期) | 平成17年3月期 (第 62 期) | 平成18年3月期 (第 63 期) |
|------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売 上 高 | 百万円 38,636 | 百万円 39,640 | 百万円 41,514 | 百万円 45,615 |
| 経 常 利 益 | 百万円 881 | 百万円 925 | 百万円 1,021 | 百万円 1,270 |
| 当 期 純 利 益 | 百万円 392 | 百万円 488 | 百万円 610 | 百万円 2,658 |
| 1株当たり当期純利益 | 29円45銭 | 36円81銭 | 46円10銭 | 203円32銭 |
| 総 資 産 | 百万円 31,857 | 百万円 33,125 | 百万円 33,573 | 百万円 34,730 |
| 純 資 産 | 百万円 20,148 | 百万円 21,184 | 百万円 21,706 | 百万円 19,808 |

- (注) 1. 第61期から「商法施行規則の一部を改正する省令」に基づき、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
2. は損失を表示しております。

(4) 企業集団が対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、原油高継続や長期金利の上昇などの懸念材料はあるものの、世界経済全体としては緩やかな成長が続くものと思われま
す。日本経済も概ね堅調な推移が期待できるものと思われま

す。このような環境の中で、ミラーシステム事業部門では、自動車メーカーの世界最適生産・調達・供給の拡大に対応した海外事業拠点の強化・充実を図り、バックミラーをはじめとする自動車用安全視認システムメーカーとしての地位を確固たるものにし、世界トップレベルのサプライヤーを目指してまいります。特に業績不振が続いております北米子会社ムラカミマニュファクチャリングU S A ㈱の収益性改善を当部門の最重点課題と位置付け、グループ一丸となって引き続き取り組んでまいります。また、国内外拠点において「品質第一」に徹し、仕入先も含めた組織的な品質改善活動を展開してまいります。

さらに、「品質向上」と「抜本的な原価低減」を両立させる設計技術力及び製造技術力を一層強化するとともに、お客様のニーズを先取りした高品質で高付加価値の新製品開発に努めてまいります。

オプトロニクス関連分野につきましては、映像機器分野にも台湾や韓国などのメーカーの進出が増加し、価格面での競争が激化してまいりました。今後は、薄膜技術を核とした周辺製品の取り込みによる更なる売上拡大を目指すとともに、顧客ニーズを満足させる新製品開発体制及び技術対応力の強化、品質改善活動を推進し、コスト競争力のある生産システムの確立を図ってまいります。また、客先の海外生産強化に対応すべく、引き続き中国拠点での生産活動を強化し、光学薄膜製品の一貫生産体制の確立を図ってまいります。

建材事業部門では、市場規模の拡大が期待できない中でも利益確保を実現するために、グループ経営資源の再配分を行ない、事業の高付加価値化、一層の付加価値創出を目指してまいります。また、お客様のニーズを先取りした新規事業分野の市場開拓にも注力してまいります。昨年4月より静岡県内で初めて建築用の防災・防犯ガラスである合わせガラス(当社オリジナル商品名「まんぼう」)用大型切断機を導入し、オーダーメイドサイズの即納体制を完備しております。この合わせガラスの取扱量は、市場での安全ガラスへのニーズの高まりを背景に、前年よりも大きく伸びております。また、子会社におきましては、電磁波を防ぐ建材の開発で培ったシールド技術を活用したスキミング防止商品(商品名「マグネパレード」)の販売を個人向けに開始しており、今後一層の拡販を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

- ・自動車用バックミラー、ファインガラスの製造、販売
- ・板硝子、鏡、サッシの販売、加工、施工

(2) 企業集団の主要な営業所及び工場

当社

本社：静岡県静岡市駿河区宮本町12番25号

| | 名 称 | 所 在 地 |
|-------------|-----------|--------|
| 営 業 所 | 流通センター事業所 | 静岡県静岡市 |
| | 東京支店 | 東京都葛飾区 |
| | 沼津支店 | 静岡県沼津市 |
| | 浜松営業所 | 静岡県浜松市 |
| | 中部営業所 | 愛知県豊田市 |
| 工 場 | 藤枝事業所 | 静岡県藤枝市 |
| | 焼津事業所 | 静岡県焼津市 |
| | 大井川事業所 | 静岡県藤枝市 |

子法人等

| | 名 称 | 所 在 地 |
|--------|--------------------------------|------------|
| 国 内 | 株式会社湘南光膜研究所 | 東京都品川区 |
| | 株式会社村上開明堂テクノ | 静岡県静岡市 |
| | 株式会社村上開明堂化成 | 静岡県静岡市 |
| | 株式会社村上開明堂精機 | 茨城県常総市 |
| | 株式会社エイジー | 静岡県藤枝市 |
| | 株式会社村上開明堂建材 | 静岡県静岡市 |
| 海 外 | ムラカミマニユファクチャリング USA株式会社 | 米国 ケンタッキー州 |
| | ムラカミマニユファクチャリング (タイランド)株式会社 | タイ アユタヤ |
| | ムラカミアンパス(タイランド)株式会社 | タイ サムトラカーン |
| | 嘉興村上石崎汽车配件有限公司 | 中国 浙江省 |
| | 村上開明堂(香港)有限公司 | 中国 香港 |

(3) 株式の状況

| | |
|--------------|-------------|
| 会社が発行する株式の総数 | 29,900,000株 |
| 発行済株式の総数 | 13,100,000株 |
| 株主数 | 843名 |
| 大株主 | |

| 株主名 | 当社への出資状況 | | 当社の当該株主への出資状況 | |
|---|----------|--------|---------------|------|
| | 持株数 | 議決権比率 | 持株数 | 出資比率 |
| 村上英二 | 1,981 千株 | 15.2 % | - 千株 | - % |
| 旭硝子株式会社 | 1,239 | 9.5 | 874 | 0.0 |
| 株式会社豊英社 | 1,030 | 7.9 | - | - |
| ビービーエイチフォーフィデリティ ロープライスストックファンド | 850 | 6.5 | - | - |
| 村上開明堂社員持株会 | 834 | 6.4 | - | - |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 647 | 4.9 | - | - |
| 株式会社静岡銀行 | 459 | 3.5 | 220 | 0.0 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井アセット信託銀行再信託分・CMTB エクイティインベストメンツ株式会社信託口) | 459 | 3.5 | - | - |
| 明治安田生命保険相互会社 | 447 | 3.4 | - | - |
| 東京中小企業投資育成株式会社 | 409 | 3.1 | - | - |

- (注) 1. 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行の持株会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの株式を、150株（出資比率0.0%）所有しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井アセット信託銀行再信託分・CMTBエクイティインベストメンツ株式会社信託口）の株式の議決権行使の指図権は、信託契約上、中央三井信託銀行株式会社の全額出資子会社であるCMTBエクイティインベストメンツ株式会社に留保されております。なお、当社は中央三井信託銀行株式会社の持株会社である三井トラスト・ホールディングス株式会社の株式を、50千株（出資比率0.0%）所有しております。

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

取得株式

| | |
|---------|---------|
| 普通株式 | 9,327株 |
| 取得価額の総額 | 9,997千円 |

処分株式

該当事項はありません。

失効手続きをした株式

該当事項はありません。

決算期における保有株式

| | |
|------|---------|
| 普通株式 | 27,708株 |
|------|---------|

(5) 企業集団及び当社の従業員の状況
 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|---------|--------|
| 1,703 名 | 増316 名 |

- (注) 1. 従業員数は就業人数(当企業集団から外部への出向者を除き、外部から当企業集団への出向者を含む)を記載しております。
 2. 従業員が前期末に比べ316名増加しておりますが、これは主として海外子会社における増産対応のためであります。

当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-------|--------|--------|--------|
| 812 名 | 増7 名 | 40.1 歳 | 16.4 年 |

- (注) 従業員数は当期より就業人数(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む)を記載しております。なお、前期末比増減は就業人数の比較を記載しています。

(6) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--------------------------------|-----------------------------|----------|------------------|
| 株式会社湘南光膜研究所 | 50 <small>百万円</small> | 100.0 % | 真空メッキ加工製品の製造及び販売 |
| 株式会社村上開明堂テクノ | 40 | 100.0 | 硝子、鏡の加工販売 |
| 株式会社村上開明堂化成 | 20 | 100.0 | プラスチック製品卸販売 |
| 株式会社村上開明堂精機 | 17 | 100.0 | 自動車部品製造及び販売 |
| 株式会社エイジー | 10 | 100.0 | バックミラー製造及び販売 |
| 株式会社村上開明堂建材 | 10 | 100.0 | 硝子、サッシ、鏡の販売及び施工 |
| ムラカミマニュファクチャリング USA株式会社 | 29,000 <small>千米ドル</small> | 100.0 | バックミラー製造及び販売 |
| ムラカミマニュファクチャリング (タイランド)株式会社 | 180,000 <small>千パーツ</small> | 100.0 | バックミラー製造及び販売 |
| ムラカミアンパス (タイランド)株式会社 | 100,000 <small>千パーツ</small> | 49.9 | バックミラー製造及び販売 |
| 嘉興村上石崎汽车配件有限公司 | 6,000 <small>千米ドル</small> | 70.0 | バックミラー製造及び販売 |
| 村上開明堂(香港)有限公司 | 15,198 <small>千香港ドル</small> | 100.0 | ファインガラスの製造及び販売 |

企業結合の経過

当連結会計年度より村上開明堂(香港)有限公司は重要性が増加したため、重要な子法人等といたしました。

企業結合の成果

当連結会計年度の連結売上高は53,657百万円(前期比18.4%増)、連結経常利益は1,013百万円(前期比56.5%増)、連結当期純損失は437百万円(前期 当期純利益61百万円)となりました。

(7) 主要な借入先

| 借 入 先 | 期末借入金残高 | 借入先が有する当社の株式 | |
|---------------|--------------------------|-----------------------|-------|
| | | 持 株 数 | 議決権比率 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,118 <small>百万円</small> | 647 <small>千株</small> | 4.9 % |
| 株式会社静岡銀行 | 300 | 459 | 3.5 |
| 日本生命保険相互会社 | 300 | 339 | 2.6 |

(8) 取締役及び監査役

| 地 位 | 氏 名 | 担当または主な職業 |
|-------------------|---------|--|
| 取締役会長 | 村上 英 二 | |
| 取締役社長 (代表取締役) | 武 藤 忠 義 | |
| 取締役副社長 (代表取締役) | 村 上 太 郎 | 経営企画室担当 |
| 専務取締役 | 杉 本 由 朗 | ミラーシステム事業部長 兼同事業部技術部門担当 兼同事業部調達部担当兼開発部担当 兼同事業部環境管理室担当 |
| 常務取締役 | 斎 藤 義 男 | |
| 常務取締役 | 村 上 信 | ムラカミマニュファクチャリング USA株式会社 会長兼C.E.O. |
| 常務取締役 | 伊 藤 寧 俊 | ミラーシステム事業部グローバル営 業部長 |
| 常務取締役 | 小 川 忠 彦 | 経理部長兼総務部担当 |
| 常務取締役 | 福 地 泰 雄 | ミラーシステム事業部副事業部長 兼同事業部生産技術部長 兼同事業部環境管理室長 兼同事業部MPS推進部担当 |
| 取 締 役 | 吉 村 安 巨 | オプトロニクス事業部長 兼同事業部オプト営業部長 兼村上開明堂(香港)有限公司董事長 |
| 取 締 役 | 山 名 徹 二 | ミラーシステム事業部用品開発部長 |
| 取 締 役 | 木 村 誠 二 | 建材事業部長兼同事業部管理室長 |
| 取 締 役 | 川 本 正 則 | ミラーシステム事業部第三製造部長 兼同事業部製造部門担当 |
| 取 締 役 | 三 嶋 寛 己 | ミラーシステム事業部品質保証部長 |
| 取 締 役 | 杉 浦 正 己 | ミラーシステム事業部業務部長 |
| 監 査 役(常勤) | 村 上 淑 人 | |
| 監 査 役 | 持 田 実 郎 | |
| 監 査 役 | 小 室 太 郎 | |
| 監 査 役 | 齋 藤 安 彦 | 追手町法律事務所所長弁護士 株式会社静岡銀行監査役 |

(注) 1. 当期中における役員の変動

- (1) 取締役 村上 信、三嶋 寛、杉浦正己の各氏は、平成17年6月29日開催の第62期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
 - (2) 平成17年6月29日開催の取締役会において村上太郎氏は代表取締役副社長に、杉本由朗氏は専務取締役に、村上 信、福地泰雄の両氏は常務取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
 - (3) 取締役 勝見吉文氏は、平成17年6月29日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 監査役 持田 実、小室太郎、齋藤安彦の各氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

(9) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

| | |
|------------------------------------|-------|
| 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 22百万円 |
| 上記の合計額のうち、監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額 | 22百万円 |
| 上記の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 22百万円 |

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

-
- (注) 記載金額には、消費税等は含まれておりません。また、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|------------|-----------------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 18,582,443 | 流動負債 | 13,975,876 |
| 現金及び預金 | 3,688,826 | 支払手形及び買掛金 | 8,380,383 |
| 受取手形及び売掛金 | 10,639,066 | 短期借入金 | 2,068,719 |
| たな卸資産 | 3,204,782 | 未払法人税等 | 675,121 |
| 繰延税金資産 | 600,663 | 製品補償引当金 | 345,461 |
| その他 | 646,926 | 賞与引当金 | 598,701 |
| 貸倒引当金 | 197,820 | その他 | 1,907,488 |
| 固定資産 | 21,892,065 | 固定負債 | 4,975,420 |
| 有形固定資産 | 16,032,185 | 長期借入金 | 1,575,778 |
| 建物及び構築物 | 3,402,878 | 繰延税金負債 | 19,523 |
| 機械装置及び運搬具 | 5,203,488 | 退職給付引当金 | 2,076,836 |
| 工具器具及び備品 | 1,904,760 | 役員退職慰労引当金 | 824,430 |
| 土地 | 5,213,180 | その他 | 478,852 |
| 建設仮勘定 | 307,877 | 負債合計 | 18,951,296 |
| 無形固定資産 | 619,073 | (少数株主持分) | |
| ソフトウェア | 552,816 | 少数株主持分 | 612,418 |
| その他 | 66,257 | (資本の部) | |
| 投資その他の資産 | 5,240,806 | 資本金 | 3,165,445 |
| 投資有価証券 | 4,469,277 | 資本剰余金 | 3,528,191 |
| 長期貸付金 | 2,400 | 利益剰余金 | 12,241,581 |
| 繰延税金資産 | 222,103 | 株式等評価差額金 | 2,032,898 |
| その他 | 583,749 | 為替換算調整勘定 | 36,492 |
| 貸倒引当金 | 36,725 | 自己株式 | 20,829 |
| 資産合計 | 40,474,509 | 資本合計 | 20,910,793 |
| | | 負債、少数株主持分及び資本合計 | 40,474,509 |

(注) 表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

| | | 科 目 | 金 | 額 | |
|--------|-----------|--------------|------------|------------|---------|
| 経常損益の部 | 営業損益の部 | 営業収益 | | 53,657,194 | |
| | | 売上高 | 53,657,194 | | |
| | | 営業費用 | | 53,008,896 | |
| | | 売上原価 | 47,753,665 | | |
| | | 販売費及び一般管理費 | 5,255,230 | | |
| | | 営業利益 | | 648,298 | |
| | 損益の部 | 営業外損益の部 | 営業外収益 | | 630,647 |
| | | | 受取利息及び配当金 | 62,679 | |
| | | | 受取地代及び家賃 | 110,332 | |
| | | | その他の営業外収益 | 457,635 | |
| 営業外費用 | | | | 265,455 | |
| 支払利息 | | | 137,119 | | |
| 貸与資産費用 | | | 28,520 | | |
| | その他の営業外費用 | 99,815 | | | |
| | 経常利益 | | 1,013,489 | | |
| 特別損益の部 | | 特別損失 | | 676,546 | |
| | | 固定資産処分損 | 44,802 | | |
| | | 減損損失 | 631,743 | | |
| | | 税金等調整前当期純利益 | | 336,943 | |
| | | 法人税、住民税及び事業税 | 866,796 | | |
| | | 法人税等調整額 | 198,482 | 668,314 | |
| | | 少数株主利益 | | 105,979 | |
| | | 当期純損失 | | 437,350 | |

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

注 記 事 項

重要な会計方針

1. 連結の範囲に関する事項

(イ) 連結子法人等の数 11社... (株)エイジー、(株)湘南光膜研究所、(株)村上開明堂精機、(株)村上開明堂化成、(株)村上開明堂テクノ、(株)村上開明堂建材、ムラカミマニュファクチャリングUSA(株)、ムラカミアンパス(タイランド)(株)、ムラカミマニュファクチャリング(タイランド)(株)、嘉興村上石崎汽车配件有限公司、村上開明堂(香港)有限公司

前連結会計年度まで非連結子法人等であった村上開明堂(香港)有限公司は重要性が増加したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(ロ) 非連結子法人等 2社... (株)村上開明堂ビジネスサービス、ムラカミサイキュー(タイランド)(株)

非連結子法人等は小規模であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法を適用した関連会社.....(株)東海産商

(ロ) 持分法を適用しない非連結子法人等... (株)村上開明堂ビジネスサービス、ムラカミサイキュー(タイランド)(株)

持分法を適用しない非連結子法人等は当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(ハ) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等11社の決算日は12月31日であります。連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

たな卸資産

商品..... 主として後入先出法による低価法

製品、半製品、仕掛品、..... 主として総平均法による原価法

原材料、貯蔵品

未成工事支出金..... 個別法による原価法

- (ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 有形固定資産 主として定率法
 但し、平成10年4月1日以降に取得した
 建物（建物附属設備を除く。）については
 定額法
 無形固定資産 定額法
 ソフトウェア（自社利用）については、
 社内における利用可能期間（5年）に基
 づく定額法
- (ハ) 重要な引当金の計上基準
 貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸
 倒実績率法により計上しており、貸倒懸念債権及び破産更生債権
 については、財務内容評価法により計上しております。
 製品補償引当金
 売上製品のクレーム補償費用の支出に備えるため、売上高に対す
 る過去の支出実績比率を基準として計上しております。
 賞与引当金
 従業員の賞与の支給に備えるため、過去の支給実績に基づいて支
 給見込額のうち当期負担分を計上しております。
 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職
 給付債務及び年金資産の見込額に基づいた金額を計上しておりま
 す。
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の
 平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により
 按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理するこ
 ととしております。
 役員退職慰労引当金
 親会社は役員退職慰労金の支給に備えるため、内規による必要
 額を計上しております。
- (ニ) リース取引の処理方法
 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のフ
 ァイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法
 に準じた会計処理によっております。
- (ホ) 重要なヘッジ会計の方法
 ヘッジ会計の方法
 当グループの行っている金利スワップ取引は、金利スワップの特
 例処理の要件を満たすものであり、特例処理によっております。
 ヘッジ手段とヘッジ対象
 ヘッジ手段.....金利スワップ取引
 ヘッジ対象.....長期借入金の支払金利
 ヘッジ方針
 将来の金利変動によるリスク回避を目的に行っており、投機的な
 取引は行わない方針であります。
 ヘッジ有効性評価の方法
 金利スワップの特例処理の要件を満たすものであり、ヘッジ有効
 性評価は省略しております。

(ハ) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。
ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額を償却しております。

(会計方針の変更)

固定資産の減損に係る会計基準

当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。

これにより税金等調整前当期純利益が、628,523千円減少しております。

連結貸借対照表の注記

1. 担保に供している資産
投資有価証券 175,900千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 23,315,526千円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
3. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、社用車、電子計算機及びその周辺機器、ソフトウェアがあります。
4. 保証債務 30,200千円

連結損益計算書の注記

- 1 株当たり当期純損失 33円45銭

独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

株式会社 村上開明堂

取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 野川喜久雄 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉川 正幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社村上開明堂の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第63期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 連結計算書類は、法令及び定款に従い株式会社村上開明堂及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。
- (2) 重要な会計方針（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しているが、この変更は、同会計基準及び同適用指針が当営業年度より適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの第 63 期連結営業年度における連結貸借対照表及び連結損益計算書（以下「連結計算書類」という）に関し、各監査役からの監査の方法及び結果についての報告に基づき協議した結果、次のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画に従い、連結計算書類について取締役、内部監査部門等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます

平成18年 5 月19日

株式会社 村上開明堂 監査役会

常勤監査役 村上 淑人 ⑩

監査役 持田 実 ⑩

監査役 小室 太郎 ⑩

監査役 齋藤 安彦 ⑩

(注) 監査役持田 実、監査役小室太郎及び監査役齋藤安彦は、旧株式会社の監査等に関する商法特例法第18条第 1 項に定める社外監査役であります

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------------|------------|-------------------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流 動 資 産 | 15,290,973 | 流 動 負 債 | 10,668,495 |
| 現金及び預金 | 2,211,646 | 支 払 手 形 | 3,818,265 |
| 受 取 手 形 | 1,198,514 | 買 掛 金 | 3,465,959 |
| 売 掛 金 | 8,703,430 | 短 期 借 入 金 | 352,410 |
| 商 品 | 35,938 | 一 年 以 内 返 済 予 定 金 | 26,626 |
| 製 品 | 475,616 | 長 期 借 入 金 | 26,626 |
| 半 製 品 ・ 仕 掛 品 | 432,184 | 未 払 金 | 431,277 |
| 原 材 料 ・ 貯 蔵 品 | 469,703 | 未 払 消 費 税 等 | 2,384 |
| 未 成 工 事 支 出 金 | 384,704 | 未 払 法 人 税 等 | 602,061 |
| 未 収 入 金 | 501,642 | 未 払 費 用 | 518,049 |
| 短 期 貸 付 金 | 552,410 | 預 り 金 | 30,171 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 624,345 | 製 品 補 償 引 当 金 | 345,461 |
| そ の 他 の 流 動 資 産 | 49,420 | 賞 与 引 当 金 | 583,092 |
| 貸 倒 引 当 金 | 348,583 | 設 備 関 係 支 払 手 形 | 437,544 |
| 固 定 資 産 | 19,439,761 | そ の 他 の 流 動 負 債 | 55,190 |
| 有 形 固 定 資 産 | 11,765,894 | 固 定 負 債 | 4,253,687 |
| 建 物 | 2,010,311 | 長 期 借 入 金 | 1,339,638 |
| 構 築 物 | 141,367 | 退 職 給 付 引 当 金 | 2,064,986 |
| 機 械 及 び 装 置 | 3,171,978 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 824,430 |
| 車 両 運 搬 具 | 21,006 | そ の 他 の 固 定 負 債 | 24,633 |
| 工 具 器 具 及 び 備 品 | 1,626,994 | 負 債 合 計 | 14,922,182 |
| 土 地 | 4,745,079 | (資本の部) | |
| 建 設 仮 勘 定 | 49,156 | 資 本 金 | 3,165,445 |
| 無 形 固 定 資 産 | 612,189 | 資 本 剰 余 金 | 3,528,191 |
| 水 利 権 | 48,825 | 資 本 準 備 金 | 3,528,191 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 548,069 | 利 益 剰 余 金 | 11,102,848 |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 15,294 | 利 益 準 備 金 | 202,936 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 7,061,677 | 任 意 積 立 金 | 13,050,000 |
| 投 資 有 価 証 券 | 4,595,035 | 別 途 積 立 金 | 13,050,000 |
| 子 会 社 株 式 | 985,944 | 当 期 未 処 理 損 失 | 2,150,088 |
| 出 資 金 | 102,554 | 株 式 等 評 価 差 額 金 | 2,032,898 |
| 子 会 社 出 資 金 | 467,602 | 自 己 株 式 | 20,829 |
| 長 期 貸 付 金 | 268,664 | 資 本 合 計 | 19,808,552 |
| 保 険 積 立 金 | 352,968 | 負 債 及 び 資 本 合 計 | 34,730,735 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 220,654 | | |
| そ の 他 の 投 資 | 105,137 | | |
| 貸 倒 引 当 金 | 36,884 | | |
| 資 産 合 計 | 34,730,735 | | |

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | | 金 | 額 |
|----------------------------|-----------------------|------------|------------|
| 経 常 損 益 の 部 | 営 業 収 益 | | 45,615,857 |
| | 売 上 高 | 45,615,857 | |
| | 営 業 費 用 | | 45,052,106 |
| | 売 上 原 価 | 40,972,392 | |
| | 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 4,079,714 | |
| | 営 業 利 益 | | 563,751 |
| | 営 業 外 収 益 | | 848,096 |
| | 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 111,063 | |
| | 受 取 地 代 及 び 家 賃 | 137,494 | |
| | そ の 他 の 営 業 外 収 益 | 599,538 | |
| 営 業 外 費 用 | | 141,839 | |
| 支 払 利 息 | 33,751 | | |
| 貸 与 資 産 費 用 | 42,942 | | |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用 | 65,145 | | |
| 経 常 利 益 | | 1,270,007 | |
| 特 別 損 益 の 部 | 特 別 損 失 | | 3,393,487 |
| | 固 定 資 産 処 分 損 | 43,543 | |
| | 子 会 社 株 式 評 価 損 | 3,345,944 | |
| | 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 3,999 | |
| | 税 引 前 当 期 純 損 失 | | 2,123,479 |
| | 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 739,767 | |
| | 法 人 税 等 調 整 額 | 204,515 | 535,252 |
| | 当 期 純 損 失 | | 2,658,731 |
| | 前 期 繰 越 利 益 | | 508,643 |
| | 当 期 未 処 理 損 失 | | 2,150,088 |

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

注 記 事 項

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法
 - (ロ) その他有価証券
時価のあるもの決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理）
時価のないもの移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (イ) 商品.....後入先出法による低価法
 - (ロ) 製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品.....総平均法による原価法
 - (ハ) 未成工事支出金.....個別法による原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (イ) 有形固定資産 定率法
但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法
 - (ロ) 無形固定資産 定額法
4. 引当金の計上方法
 - (イ) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率法により計上しており、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、財務内容評価法により計上しております。
 - (ロ) 製品補償引当金
売上製品のクレーム補償費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の支出実績比率を基準として計上しております。（商法施行規則第43条に規定する引当金であります。）
 - (ハ) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、過去の支給実績に基づいて支給見込額のうち当期負担分を計上しております。
 - (ニ) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいた金額を計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌期から費用処理することとしております。
退職給付債務期末残高 3,767,284千円
年金資産期末残高 1,653,493千円
未認識数理計算上の差異 48,803千円
 - (ホ) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による必要額を計上しております。（商法施行規則第43条に規定する引当金であります。）
5. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 重要なヘッジ会計の方法
- (イ) ヘッジ会計の方法
 当社の行っている金利スワップ取引は、金利スワップの特例処理の要件を満たすものであり、特例処理によっております。
- (ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象
 ヘッジ手段.....金利スワップ取引
 ヘッジ対象.....長期借入金の支払金利
- (ハ) ヘッジ方針
 将来の金利変動によるリスク回避を目的に行っており、投機的な取引は行わない方針であります。
- (ニ) ヘッジ有効性評価の方法
 金利スワップの特例処理の要件を満たすものであり、ヘッジ有効性評価は省略しております。
7. 消費税等の処理方法
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

固定資産の減損に係る会計基準

当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

貸借対照表の注記

1. 子会社に対する金銭債権債務
- | | |
|------|-------------|
| 短期債権 | 1,339,573千円 |
| 長期債権 | 266,264千円 |
| 短期債務 | 416,826千円 |
2. 担保に供している資産
- | | |
|--------|-----------|
| 投資有価証券 | 175,900千円 |
|--------|-----------|
3. 有形固定資産の減価償却累計額 21,329,633千円
4. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機器の一部についてはリース契約により使用しております。
5. 保証債務 1,987,887千円
6. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額
 2,032,898千円
- なお、この金額はその他有価証券を時価評価したことによるものであります。

損益計算書の注記

1. 子会社との取引高
- | | |
|------------|-------------|
| 売上高 | 2,822,228千円 |
| 仕入高 | 3,201,121千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 614,604千円 |
2. 1株当たり当期純損失 203円32銭

利益処分案

(単位：円)

| 摘 要 | 金 額 |
|------------------|---------------|
| 当 期 未 処 理 損 失 | 2,150,088,576 |
| 任 意 積 立 金 取 崩 額 | 3,000,000,000 |
| 別 途 積 立 金 取 崩 額 | 3,000,000,000 |
| 計 | 849,911,424 |
| これを次のとおり処分いたします。 | |
| 利 益 配 当 金 | 104,578,336 |
| (1株につき8円) | |
| 次 期 繰 越 利 益 | 745,333,088 |

(注) 利益配当金は、自己株式27,708株を除いて計算しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

株式会社 村上開明堂

取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 野川喜久雄 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉川 正幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社村上開明堂の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第63期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第63期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、取締役の競業取引等、商法施行規則第133条第1項に掲げる事項についても取締役の義務違反は認められません。

なお取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません

平成18年5月19日

株式会社 村上 開明堂 監査役会

| | |
|-------|-----------|
| 常勤監査役 | 村上 淑人 (印) |
| 監査役 | 持田 実 (印) |
| 監査役 | 小室 太郎 (印) |
| 監査役 | 齋藤 安彦 (印) |

(注) 監査役持田 実、監査役小室太郎及び監査役齋藤安彦は、旧株式会社の監査等に関する商法特例法第18条第1項に定める社外監査役であります

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

12,951個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第63期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（23頁）に記載のとおりであります。

当期は、損失を計上いたしました。が、別途積立金を取り崩すことで、損失を翌期に繰り越さないこととさせていただきます。

当期の利益配当金につきましては、1株につき8円とさせていただきます。く存じます。

なお、役員賞与金につきましては、計上いたしておりません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 公告閲覧の利便性向上、公告費削減を図るため、現行定款第4条（公告の方法）について所要の変更を行なうものであります。

(2) 会社法（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行なうものであります。

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第10条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

株主総会の招集地を明確にするため、変更案第15条（招集地）を新設するものであります。

株主総会においてより充実した情報の開示を行なうことができるよう、変更案第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行なうことができるよう、変更案第26条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を招聘できるよう、変更案第36条（社外監査役の責任限定）を新設するものであります。

上記のほか、会社法施行に伴い必要となる規定の加除、修正及び移設並びに条数の変更など、全般に亘って所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. ガラス、鏡、住宅設備機器、合成樹脂、建築材料の加工および販売</u></p> <p><u>2. 自動車部品、鏡、光学ガラス、電気・電子・光学機器部品の製造および販売</u></p> <p><u>3. 建築土木工事の設計、施工および監理</u></p> <p><u>4. 不動産の賃貸、管理および駐車場の経営</u></p> <p><u>5. 前各号に関連する技術指導ならびに前各号に関連する発明、考案、デザイン、ノウハウ、技術情報の開発、売買および供与</u></p> <p><u>6. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>7. 前各号に附帯関連する一切の事業</u></p> <p>(本店所在地)</p> <p>第 3 条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) 自動車部品、鏡、光学ガラス、電気・電子・光学機器部品の製造および販売</u></p> <p><u>(2) ガラス、鏡、住宅設備機器、合成樹脂、建築材料の加工および販売</u></p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p><u>(機 関)</u></p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、2,990万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>2.当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</p> | <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、2,990万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2.当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 <u>株券の種類および株式の名義書換、その他株式に関する取扱については、取締役会の決議により定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 <u>当会社の株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> | <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 <u>当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 <u>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 <u>当会社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(基準日) 第10条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>本定款に定めるもののほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集) 第11条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(総会の議長) 第12条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> | <p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集) 第13条 (現行どおり) <u>(定時株主総会の基準日)</u> 第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>(招集地)</u> 第15条 <u>当社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。</u></p> <p><u>(招集権者および議長)</u> 第16条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決 議)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 <u>株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主でなければならない。</u></p> <p>2. 前項の場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> | <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる<u>株主の議決権の過半数</u>をもって行なう。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 <u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. 株主または代理人は、<u>株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(選 任)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>2.取締役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>その就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2.増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第18条 <u>取締役会は、法令または定款に定める事項のほか業務執行に関する重要事項を決定する。</u></p> | <p>(選任方法)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2.取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2.増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第19条 (条文省略) (新 設)</p> <p>2. <u>取締役会は、取締役会長がこれを招集しその議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 <u>取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選任することができる。</u> (新 設)</p> | <p>(<u>取締役会の招集権者および議長</u>) 第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u> (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(<u>取締役会の決議の省略</u>) 第26条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(取締役会規程)</p> <p>第21条 取締役会の運営については、法令または定款に定めのない事項は、取締役会の決議により定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> | <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> |
| <p>第5章 監査役および監査役会</p> | <p>第5章 監査役および監査役会</p> |
| <p>(定 員)</p> | <p>(定 員)</p> |
| <p>第23条 (条文省略)</p> | <p>第29条 (現行どおり)</p> |
| <p>(選 任)</p> | <p>(選任方法)</p> |
| <p>第24条 (条文省略)</p> | <p>第30条 (現行どおり)</p> |
| <p>2. 監査役の選任は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。</p> | <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> |
| <p>(任 期)</p> | <p>(任 期)</p> |
| <p>第25条 監査役の任期は、その就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |
| <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> | <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>(常勤の監査役)</p> |
| | <p>第32条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(監査役会の招集) 第26条 (条文省略) (新設)</p> <p>(<u>常勤の監査役</u>) 第27条 <u>監査役は互選により、常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会規程) 第28条 <u>監査役会の運営については、法令または定款に定める事項のほか監査役会<u>の定める</u>監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第29条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u> (新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(<u>営業年度</u>) 第30条 <u>当会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1期とし営業年度末日を決算期とする。</u></p> | <p>(監査役会の招集通知) 第33条 (現行どおり) <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(監査役会規程) 第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める</u>監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等) 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定) 第36条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(<u>事業年度</u>) 第37条 <u>当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(利益配当金)</p> <p>第31条 当社の利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第33条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。</p> <p>2.未払の利益配当金および中間配当金には、利息を付けない。</p> | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2.前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</p> <p>2.未払の期末配当金および中間配当金には、利息を付けない。</p> |

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任されます取締役齋藤義男、木村誠二の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名 | 略 歴 |
|---------|-------------------------------------|
| 齋 藤 義 男 | 平成7年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役（現任） |
| 木 村 誠 二 | 平成14年6月 当社取締役（現任） |

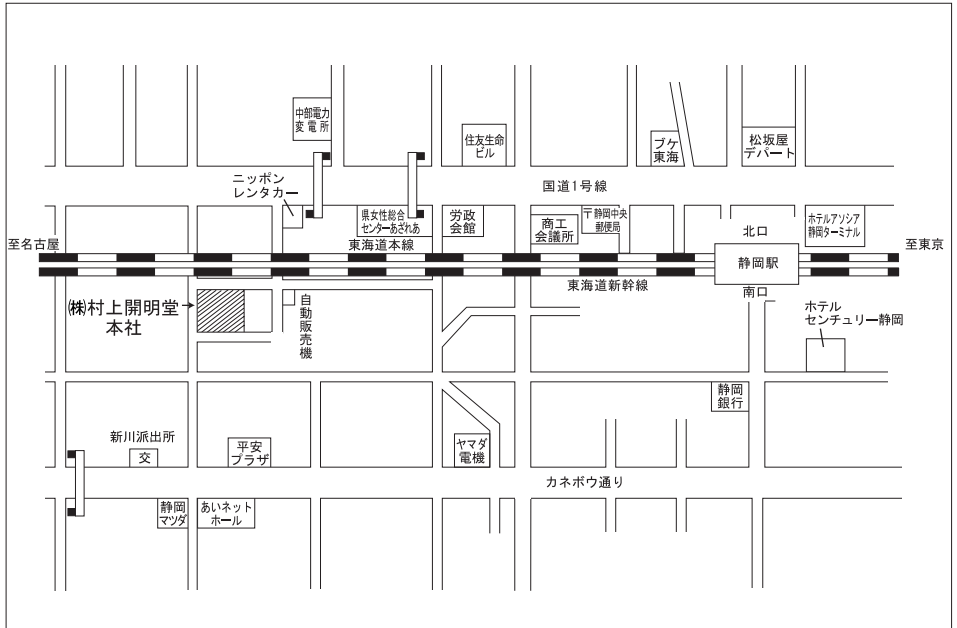
以 上

<メ モ 欄>

A series of 20 horizontal dashed lines providing writing space.

株主総会会場ご案内図

会場 静岡県静岡市駿河区宮本町12番25号
当社 本社1階会議室
TEL (054) 286 - 2161



交通

JR東海 静岡駅北口より徒歩15分

なお、駐車場がございませんので、お車でのご来場はご容赦願います。